

環境省令第二号

温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第十四条第一項の規定に基づき、温泉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年二月二十四日

環境大臣 小池百合子

温泉法施行規則の一部を改正する省令

温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号を同条第十二号とし、同条第七号を同条第十一号とし、同条第六号の次に次の四号を加える。

七 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由

八 温泉を加熱して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由

九 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む）

及びその理由

十 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果をも高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴す

る者が容易に判別することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この省令の公布の際現に温泉法(以下「法」という。)第十四条第一項の規定に基づく掲示をしている者又は同項の規定に基づく掲示をしようとする者は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の温泉法施行規則第六条各号に掲げる事項を法第十四条第三項の規定に基づき、都道府県知事(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあっては、市長又は区長)に届け出ることができる。

- 3 この省令の施行前に前項の規定によりされた届出は、この省令の施行の日において法第十四条第三項の規定によりされた届出とみなす。